

# 長崎市長等交際費支出基準

平成19年2月6日  
 決裁

改正 平成19年3月23日決裁  
 平成20年3月24日決裁  
 平成20年4月7日決裁  
 平成26年1月6日決裁  
 令和元年9月20日決裁  
 令和2年5月18日決裁  
 令和8年2月19日決裁

## 1 趣旨

この基準は、市政の円滑な執行を図るため、対外的に交渉する市長、副市長及びこれらの者の代理として当該交渉を行う者（以下「市長等」という。）の社会通念上必要と認められる交際上の経費（以下「交際費」という。）の支出について、必要な事項を定めるものとする。

## 2 支出区分等

交際費は、交際上必要と認められる相手方（社会通念上妥当と認められるものに限る。）に対し、社会通念上儀礼の範囲内の額を支出するものとし、その支出区分等は次の表のとおりとする。ただし、これによりがたい事例が生じた場合は、市政への関わりを総合的に勘案しその都度決定するものとする。

なお、次表中の金額には、消費税相当額を含まないものとする。

支出区分	支出内容	支出額	摘要
会費	個人又は団体が催す祝事、記念行事、総会、祝賀会、忘新年会等に対する会費	会費相当額（案内状等に記載された額） ただし会費の明記がない場合は、原則5,000円とする。	(1) 国会議員、地方公共団体の議会の議員（候補者を含む。）にある者及び政治団体等の出陣祝い、当選祝い、就任祝い、政治資金パーティー等に対しては支出しない。ただし、叙勲・褒章等の受章祝賀会や公職（大臣・議長等）の就任祝賀会等社会通念上妥当と認められるものについてはこの限りではない。 (2) 「会費」を支出する場合においても、市長が特別に必要があると認めるときは、慶祝の項の「生花」及び「飲み物」の支出を行うことができる。
激励金・激励品	別表第1に定める大会等に出場若しくは参加する個人若しくは団体から市長等が出場等報告又は成績報告で表敬を受ける場合に支出する金品	別表第1のとおり	(1) 市費からの補助、助成等を受けて出場又は参加する場合には支出しない。 (2) 個人の成績報告に際しては、小中学生には3,000円、高校生には5,000円の図書カードを進呈する。
慶祝	個人又は団体が催す祝事、記念行事、総会、祝賀会、忘新年会等に対するお祝い（祝金、生花、飲み物（酒類を除く。）及び祝電）	社会通念上妥当と認められる額	(1) 結婚祝金は支出しない。 (2) 市が主催する行事には支出しない。 (3) 市費からの補助、助成等を受けて催す行事等へは支出しない。 (4) 宮日のお花料は、一踊町につき20,000円とする。 (5) 市に関係する個人又は団体が催す行事等の御祝は参加者数、規模を

支出区分	支出内容	支出額	摘要
			考慮して、30,000円を限度とする。 (6) 会費の項摘要の欄を適用する。
弔慰	市行政関係者等及びその親族の葬儀等に対する弔慰（弔電、生花及び香典）	別表第2のとおり	
その他	上記のほか市政の発展に寄与すると認められる個人又は団体への支出（記念品又は贈呈品での対応を含む。）及び市長が特に必要と認める経費	社会通念上妥当と認められる範囲内の額	(1) 広島原爆祈念式典時の原爆養護ホーム等への慰問の見舞いは60,000円（30,000円×2箇所）を限度とする。 (2) 弔慰の項で対応した者の初盆参りに訪問する際は供物（線香セット、ローソクセット等）を提供する。この場合において当該提供するものの金額は3,000円を限度とする。 (3) 市長及び副市長の名刺作成に係る経費は本項の支出とする。

### 3 基準の見直し

この基準は、社会情勢の変化等を踏まえ、交際費の支出内容、支出金額が常に市民感情に合致したものととなるよう、適宜見直しを行うものとする。

### 4 委任

この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 5 適用

附 則（平成19年2月6日決裁）

この基準は、平成19年2月6日以後に支出するものから適用する。

附 則（平成19年3月23日決裁）

この基準は、平成19年4月1日以後に支出するものから適用する。

附 則（平成20年3月24日決裁）

この基準は、平成20年4月1日以後に支出するものから適用する。

附 則（平成20年4月7日決裁）

この基準は、平成20年4月8日以後に支出するものから適用する。

附 則（平成26年1月6日決裁）

この基準は、平成26年1月6日以後に支出するものから適用する。

附 則（令和元年9月20日決裁）

この基準は、令和元年9月20日以後に支出するものから適用する。

附 則（令和2年5月18日決裁）

この基準は、令和2年5月18日以後に支出するものから適用する。

附 則（令和8年2月19日決裁）

この基準は、令和8年4月1日以後に支出するものから適用する。

ただし、2 支出区分等の表の改正規定（会費の項の改正規定及び慶祝の項の改正規定を除く。）及び別表第2の改正規定は、決裁の日から施行する。

別表第1

1 激励金

出場等報告	大会等	対象区分(団体)	金額	対象区分(個人)	金額
	九州大会	小・中学生	10,000円	小・中学生	5,000円
		高校生・社会人	20,000円	高校生・社会人	10,000円
	全国大会	小・中学生	20,000円	小・中学生	10,000円
		高校生・社会人	30,000円	高校生・社会人	15,000円
	国際大会	参加者数、規模、競技人口等を勘案し、社会通念上妥当と認められる額			
	海外派遣等	社会通念上妥当と認められる額			
成績報告	上記大会等の区分にかかわらず、出場した個人又は団体に10,000円を限度として1回限り支出する。				

備考 個人又は団体が市長等に対し出場等報告（海外派遣等を除く。）をした場合において、当該個人又は団体が当該出場等報告をした大会等の上級の大会に出場し、それを市長等に表敬するときは、上記表に定める当該上級の大会に係る金額からすでに支出した上記表の大会等に係る金額を差し引いた額を支出するものとする。

2 激励品

市長等は、出場等報告又は成績報告をする個人若しくは団体のうち、特に必要があると認めるものについては、激励金の他に社会通念上妥当と認められる額の範囲内での記念品等を激励品として進呈することができる。

別表第2

市行政関係者等	本人			親族等（配偶者・パートナー・子・実養父母）			備考
	弔電	生花	香典	弔電	生花	香典	
市政功労者	○	○	○	○			
市政協力者	○						
国会議員・県議会議員・市議会議員	○	○	○	○	○		
元議員（国・県・市・旧7町）	○	○	○	○			
行政委員会の委員	○	○	○	○			
自治会長	○	○		○			生花は担当課対応
民生委員	○	○	弔慰金	○			生花・弔慰金は担当課対応
各種審議会等の委員	○			○			
他の官公署の役職者	○	○	○	○			
市に関係する各種団体、機関の役職者	○	○		○			
市職員	○	○		○			
元市職員（旧7町の職員を含む）	○						
議員、市職員以外の元職 その他特に必要と認められる者	その者の功績、市への貢献等を考慮してその都度決定する。						

## 備考

- (1) 香典については、通夜又は告別式に市長等が出席する場合に支出するものとし、その額は、出席1人につき原則として5,000円とする。ただし、特に必要があると認める場合には10,000円を上限として支出することができるものとする。
- (2) 親族等への対応は、対象者本人が存命していることを条件とする。
- (3) 親族等のうち「パートナー」とは、「長崎市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」の規定に基づく宣誓をしている者をいう。
- (4) 「義父母」については、市政関係者等と同居又は市政関係者等が喪主の場合に限り、親族等と同様に取り扱う。
- (5) 「県議会議員」については、長崎市選挙区外の現職には、原則として弔電のみ行うものとし、長崎市選挙区外の元職には、原則として対応しない。
- (6) 「行政委員会の委員」とは、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の委員をいう。
- (7) 「各種審議会等の委員」とは、本市の附属機関の委員、任意で設置した委員会等の委員をいう。
- (8) 「他の官公署」とは、国、県又は市町村（長崎市を除く。）の行政機関をいう。
- (9) 「市に関係する各種団体、機関」とは、商工会議所、農協、建設業協会、医師会、報道機関、被爆者4団体等をいう。また、消防団の副分団長以上は市に関係する各種団体、機関の役職者として取扱う。
- (10) 「市職員」には、三役、再任用職員を含むものとし、会計年度任用職員及び地方公務員法第3条第3項第3号及び3号の2の規定に基づく特別職の非常勤職員の対応については、本人死亡時に弔電のみ行うものとする。